

令和5年8月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和5年8月31日（木）午前9時30分から午前11時15分

2 場 所 四賀支所大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人

1番	小林	康基	2番	中條	幸雄
3番	柳澤	一向	4番	武井	茂善
5番	中川	敦	6番	久保	節夫
7番	太田	辰男	8番	河西	穂高
9番	丸山	茂実	10番	矢嶋	壽司
11番	窪田	英明	12番	塩原	秀俊
13番	田中	悦郎	15番	塩原	俊昭
16番	河野	徹	17番	濱	博
18番	齋藤	勝幸	19番	橋本	実嗣
20番	倉科	孝明	21番	塩原	至
22番	三村	晴夫	23番	二村	喜子
25番	林	昌美	26番	瀧澤	和子

(2) 推進委員 6人

推2番	中野	千尋	推3番	大澤	好市
推4番	梶原	知子	推5番	松田	和久
推10番	中平	茂	推11番	田中	孝人

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人

14番	細江	弘光	24番	上條	信太郎
-----	----	----	-----	----	-----

(2) 推進委員 12人

推1番	西村	博	推6番	赤羽	武史
推7番	平林	哲	推8番	松下	秀一
推9番	田中	武彦	推12番	堀内	俊男
推13番	北野	喜八	推14番	山崎	和男
推15番	長崎	作夫	推16番	齋藤	知彦
推17番	中澤	一海	推18番	奈良澤	治

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第103号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……（議案第104号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第105号～第109号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第110号、第111号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第112号～第115号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第116号～第118号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 「松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて
- イ 「第8回長野県農業委員会大会における要請事項」報告書について
- ウ 令和5年度松本市農業施策に関する意見書（案）について

(2) 報告事項

- ア 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
	//	局長補佐	川村 昌寛
	//	係 長	草田 崇博
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 任	麻生 沙絵
	//	主 事	田中 瑞恵
	農 政 課	係 長	上條 信之
	//	主 事	中村 愛佳
	//	主 事	城生 涼風

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 地元委員あいさつ 久保委員

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 1番 小林 康基 委員
- 2番 中條 幸雄 委員
- 〔書記〕 川村局長補佐、草田係長

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第103号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

今月の新規就農者は、個人が2名です。

1番、〇〇〇〇さん、住所地は旧市、本郷地区、農地所在地は入山辺地区、2筆、12.3アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はブドウ、出荷先はJAを予定されております。販売量が1,500キログラム、販売額で約100万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者は1名、令和5年6月に認定新規就農者に認定されており、農業技術は認定里親から習得していらっしゃいます。おおむね3年後の経営規模は拡大を希望されております。別冊議案は1ページの11番と12番に該当ありますので、ご確認をお願いいたします。署名は入山辺地区、武井農業委員及び旧市地区の小林農業委員にいただいております。

続いて、2番、〇〇〇〇さん、住所地は東筑摩郡朝日村、農地所在地は今井、2筆、29.8アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は栗、出荷先はJAを予定されています。販売量は150キログラム、販売額で100万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者は1名、既に朝日村で17年間これまで農業に従事されてきました。おおむね3年後の経営規模は現状維持の意向がございます。別冊議案の1ページ、21番に該当いたします。署名は今井地区、田中会長と田中推進委員に頂戴しています。

今月の新規就農者の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の方から補足説明をお願いいたします。

じゃ、入山辺、武井委員。

武井農業委員 〇〇さんですが、書いてあるとおり、里親制度を利用して、実は横にいる中川農業委員さんのところで1年間しっかりブドウ栽培について勉強したということでございます。将来は1ヘクタールを規模拡大したいということでございますので、大いに期待しております。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番の〇〇さんですが、おじさんがもう数十年、今井地籍の中で栗を栽培して、そのおいに当たりますけれども、そのおじさんが高齢になってきたということで、そのおいに後をお願いするというので、先日、本人とお

じさん、お二方が見えました。田中推進委員のところと同様の説明しておりましたので、問題はないというふうに判断しております。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いいたします。

今回特記事項はございませんので、議案のほうに移らせていただきます。

別冊資料1ページ目をご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第103号になります。

着座にて失礼いたします。

合計のみ申し上げます。

7ページ目をご覧ください。

合計、一般、筆数44筆、貸付け28人、借入れ21人、面積4万7,154平米。

経営移譲、筆数17筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万4,826平米。

所有権の移転、筆数5筆、貸付け3人、借入れ3人、面積6,182平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数43筆、貸付け30人、借入れ1人、面積7万8,286平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数43筆、貸付け1人、借入れ19人、面積7万8,286平米。

合計、筆数152筆、貸付け63人、借入れ45人、面積22万4,734平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数39筆、面積6万1,560平米、集積率は49.08%です。

議案第103号は以上になります。

議 長

城生主事、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

じゃ、三村委員。

三村農業委員

1点教えていただきたいわけですが、〇〇〇〇〇〇〇〇さんの件ですけれども、大分農地集積して経営規模広げています。ここにあるこの経営面積は、これ、松本市分ということでご理解してよろしいわけですか。

議 長

城生主事。

城生（農政課）主事 松本市分で大丈夫です。

三村農業委員

会社として、多分安曇野市さんも同じぐらい集めているのかなと思うけれ

ども、そこら辺は把握しておるわけですか。よその行政で分かりませんかね。

議 長 城生主事、いかがですか。

城生（農政課）主事 経営面積までは松本市のほうで把握はしてない状態になっています。

議 長 三村さん、いい。

三村農業委員 先般、会社とちょっと懇談する機会があったわけですがけれども、両市にまたがって大きく遊休農地といいますかね、集積させていただいているけれども、やはり松本は松本分で、安曇は安曇、会社は1つですので、そこら辺、経営的な部分とか、いろいろな意味で、情報なりとかは共有とかというのではないわけですか。

議 長 基本的には、必要性から見ると、確かに今おっしゃるとおりで、把握だけはする必要があると思いますので、その辺また、どうですか。
城生主事。

議 長 トータルです。トータルでちょっと調べてもらって、次回の定例総会あたりに……

議 長 いいですか。
じゃ、城生主事。

城生（農政課）主事 すみません、5年に一度、認定農業者としては把握はしているんですが、直近のものについては、次回の定例総会のときに調べて、またお話しできればと思います。

三村農業委員 ただ、もう一点、ちょっと危惧するのが、これだけ多くの、筆数も1,000枚なのか、どのぐらいなのか、それとこういう言い方はあれですが、岡田や四賀地区からもう拡大してきた経緯があるわけですがけれども、会社として、いや、どうしても収益性なり作業性、効率が悪い圃場を将来にわたってきちっと耕作維持してくれるのがね、そこら辺がちょっと心配はするところですがけれども、その点、また目配せしていただければなと思いますけれども。

議 長 じゃ、二村委員。

二村農業委員 今の件で、私も心配だったもんですから、安曇のほうでも、このことに、〇〇〇〇さんのことで確認しました。行政と、障害者の何か制度を利用して、いろいろ展開されている部分もあるし、また安曇野市としては、農

地を保全するために、一緒にいろいろ補助事業とかでやっているというふうにお聞きしています。

安曇野市のほうは、そういうわけで、じゃきちんと行政とやっているということですが、梓川のほうは、ちょっと松本市なので、ちょっとそのところがということで、今、三村さんも本当にそのとおりだと思いますので、両市がどのくらいというのは、本当に確認していただいて、いつか私、本当に農業委員になって初めての頃ですけれども、作りづらいところが撤退されたという話も聞いたので、本当にそこは確認してやっていただければいいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

武井農業委員 関連で。

議 長 じゃ、武井委員。

武井農業委員 二村委員と同じで、やっぱり入山辺の相当な山の奥まで、当初ソバを作るというようなことで引き受けたわけですけれども、どうも社長はどんどん引き受けるんだけれども、現場のオペレーターは、とてもそんなところ大きい機械は入れないということで、放任状態になっているところも幾つかあるものですから、ひとつ行政指導をしっかりとまたよろしく願います。

議 長 この〇〇〇〇さんの件にほかの委員の方で何か懸念とか質問あったら。じゃ、中條委員。

中條農業委員 1軒から聞いている話は、小さいところを借りているんですけれども、〇〇〇さんが。ちょっと借りっ放しで、あと何もやらなくて、虫とかそういう関係で、野菜のほうに影響が出るという話を聞いていまして、何かその辺の管理をしっかりしていただきたいということを伝えてくださいとは言われています。

以上です。

議 長 よろしいですかね。

じゃ、農政課のほうでその辺整理しながら、また次の定例総会に、今、懸念ということと、規模とか、内容とか、方針とか、これからの目途、ちょっと安曇野市役所ともちょっとコンタクト取りながら、いいですか。いいって言ってください。

城生（農政課）主事 すみません、そうしましたら、次の定例総会までに補助金等の関連も含めて安曇野市等とも話をして、また調べていきたいと思いますので、よろしく願います。

議 長 じゃ、そういうことで対応を取っていただけるということで、そこ自体は崇高だし、本当にウエルカムなんですけれども、やはりどうしても懸念材

料出てきますので、100%しっかりいくかどうか分かりませんが、農政課のポジションの中で最善を尽くしてもらおうということで、〇〇〇〇さんの件についてはよろしいですかね。

ほかにこの全体を通しまして何かありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象にお伺いいたします。
議案第103号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第104号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。
それでは、5-(1)-イ、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件、議案第104号について説明申し上げます。
合計を申し上げますので、別冊資料の最後のページ、12ページをご覧ください。
集積、人数74名、筆数212筆、権利設定面積28万1,827平米に対して配分、人数2名です。
以上の案にて令和5年9月公告分の農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構へ要請いたします。
議案第104号については以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第104号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第105号から109号 農地法第3条の規定による許可申請許可の5件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

農業委員会事務局、麻生です。

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第105号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第106号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第107号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第108号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。新規就農となりますので、参考資料として、新規就農者、〇〇〇さんの資料を3ページに掲載しております。

議案第109号も、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料として、新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を3ページに掲載しております。

以上5件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

地元の委員の方の意見をいただきます。

議案番号105、河西委員、お願いします。

河西農業委員

位置図の2ページ、上のほうのところをご覧ください。本件、和田ですので、赤羽推進委員さが主に対応しております。畑を作るという案件です。馬入れがちょっと水路にかかるという点で、赤羽さん懸念していました。それをちよつとご本人に確認したところ、隣地のところから安全に農業機械を搬入できることをルート確保したというのが明らかになりましたので、特段問題はないと考えます。

議長

ありがとうございます。

では、106番をお願いします。

河西農業委員

その下ですね。牛伏川沿いの小さい農地、不整形の農地になります。これは今まで耕作、貸借で耕作していた〇〇さんに権利を譲るという案件です。よくある案件なので、最初大丈夫かなと思っていたんですけども、

現在、ここ、今年になって一度も手が入ってないっていう感じで、セイタカアワダチソウがちょっと伸び過ぎていて、来年お米を作れるのか、このまま放置すると心配という状況です。

前段として、1か月ほど前にこの農地の位置を、雑種地かな、宅地かな、農地以外のところから農地に戻すという手続がありました。そのときに代理人である行政書士さんのほうに、ここ、3条かけるようになったら、草刈りをしっかりその前にお願ひしますよという話はしていました。そういう状況だったんですけれども、今のところなされてないということです。事務局のほうからもちょっと指導いただいて、9月10日までに草刈りをするという回答を得ております。法律で当てはめるかどうか、ちょっと難しい案件だとは思ひます。よろしくご審議ください。

議長 それでは、107、武井委員、お願ひします。

武井農業委員 譲受人の〇〇さんですが、農地相続したんですけれども、今井のほうにお嫁に行ってしまうと、維持管理ができないということで、耕作者を探しておったところ、里山辺に住んでいる〇〇さんが、〇〇さんは年は82歳ということになってるんですけれども、非常に若々しくて、私とそう変わらないくらい筋肉隆々の方でござひます。それで、意欲満々ということで、60歳で退職後、20年の耕作、稲作の耕作経歴があるというふうなことでござひます。今回取得するところは、いろいろなものを作りたひということ、ブドウ、野菜、ソバ、いろいろの今、計画を練っておるといふ話でござひます。今現在、農地は非常にきれいに整備されてござひますので、農地保全の観点からも、何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
では、108、柳澤委員、お願ひいたします。

柳澤農業委員 〇〇さんは、仕事の関係でタベしかお会いできなかったんで、昨日、ちょっとご本人にお会いして、実際に今回購入した小さな畑ですけれども、そこを見てみました。本人は全く農業の経験はないんですけれども、これから少し野菜を作りたひということで、そこを手始めにスタートしたいということでした。この〇〇〇-〇という地番の横に〇〇〇-〇という比較的広い畑があるんですけれども、そこはお父さんが何か家を建てるために買ったというふうにご本人は言っていましたけれども、そこも畑に戻して、ここ1年で変換して、その延長で、そこを少し畑地として手広く野菜を作ってみたいということをおっしゃっていました。いずれの畑も草はきれいに刈ってありました。自分で刈ったというふうにおっしゃっていましたんで、今も若いんで、これからやってくれるんじゃないかというふうにご期待しています。

ちなみに、農業新聞を紹介したら、快く取りましようというふうにご言ってくれましたんで、本人もそういう前向きな姿勢でやっていくようです。

議長 ありがとうございます。
109、久保委員、お願いします。

久保農業委員 字中川で、地域の名前は矢久で、ここ、ココロミと書いてありますが、我々地元では、コグルミ、コグルミと言いまして、山奥の奥の本当の取っつけ奥で、その上流はダムになっています。

〇〇さん、岐阜県下呂から、ご夫妻とお会いしましたが、40代の若い人たちで、何をするんだと言ったら、取りあえずこういう田舎に住んでみたいということで、古民家を購入してもらいまして、当然今の四賀の地区では、古民家を買うということは、当然農地、山つきでありますので、農業委員という立場からいうと、移住して来てくれるというのは非常にありがたい話ですので、応援するから、何でもいいから作れということで励まして、今日この総会に通っているわけです。若い夫婦ですけれども、2人ですけれども、何とか応援して、ここに居着いていただいて、それなりに農地を管理して、物を作って暮らしていけたらと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、106について、事務局で補足のコメントありますか。ちょっと河西委員の今、お話があったとおり、現状、農地のていをしてないというような、その中での代理とのやり取りをちょっとお知らせください。

麻生主任 先ほどご説明いただいた部分ですが、代理人からは、ちょっと耕作者の方が今、足を悪くしてしまっていたり、少し前に熱中症で体調を崩してしまったために草刈りができない状態でしたが、今回ご指摘いただいて、草刈りができていないという状態でしたので、どのようにご予定ですかと聞いたところ、9月10日頃までには草刈りをご本人でやりたいというお話だと回答を受けております。

議長 河西さん、ほかにいいですか。今の案件で。

河西農業委員 ちょっと本件、よく分かりません。どういう意図で農地を取得するかということも含めて、ちょっと調べる時間、申し訳なく思うんですけれども、ご本人にお会いできる時間がなかったのも、詳しくは分からないというのが答えです。

議長 川村補佐、何かありますか。
ということは、現状、農地にていしてない状況で、許可というわけには基本的にはいかないと思いますが、その辺の、では川村補佐。

川村局長補佐　　すみません、これが仮に違反的に許可を取らずに建物等建たっていたら、これについては確実にアウトです。ですけれども、草の状況の場合は、管理可能土地ということで、それは審査条件の中では問題はないというふうに判断しておりますので、今回のもの、建物等建築されているわけではございませんので、それは審査基準の中ではオーケーというふうに考えております。

　　以上です。

議　　長　　では、遊休荒廃地でも、3条になると、許可要件にはならないということですかね。

　　川村補佐。

川村局長補佐　　ここが例えば、皆様、パトロールというか、現地確認やっていたところなんですけれども、いわゆる山林化みたいになっていたものに関しては、これはちょっといかがなものかという形になるんですけれども、やはり1号遊休農地、この程度のものでしたら、審査基準の中では問題ないという形で判断しております。

　　ただし、委員さんご指摘のとおり、今後このままの状況が続くということになるといかがなものかというのは、これは当然のことですので、それは厳正指導という形を取っていく必要があるというふうに考えております。

　　以上です。

議　　長　　河西委員、そこはあれ。緑区分みたいな感じ。

　　遊休の中の緑か黄色かっていう話。

河西農業委員　　そうですね、まだパトロールはのせてないですけれども、緑じゃないか。1号ですかね。草刈りすれば対応できるという段階の農地だと思います。

議　　長　　今、そういう話がありました。

　　では、以上5件について、それぞれ皆さん何かご質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議　　長　　よろしいですかね。

　　106号については、以下、前段でのやり取りの中でのご判断をよろしくお願いしたいと思います。

　　農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約いたします。

　　農業委員の皆様には伺いますが、議案第105号から109号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第110号及び111号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。

議案第110号、転用目的は住宅となります。こちら、登記地目が宅地となっていますが、現況が農地の土地であり、農地台帳に登録がありますので、今回申請となったものです。

続きまして、議案第111号、転用目的は宅地です。こちらはやむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、地元の委員の方から補足説明をお願いいたします。

110番、和田でありますので、塩原委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 110番の和田の衣外地籍ですけれども、これは上条信太郎農業委員の自宅の脇にハウスがあるんですが、そのすぐ東側のところの位置になります。それで、先ほど事務局からお話がありましたとおり、地目は台帳上は宅地ということですが、農地として利用されているというところなんです。それで、申請人はさいたま市の〇〇〇〇〇さんという方になってはいますが、もともと土地の所有者は、この地元の〇〇〇〇〇〇〇さんという方の所有地でありまして、その方の娘さんがこの〇〇さんのところへ嫁いでいるという形であります。その〇〇さんが旧持ち主でありました〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの自宅の隣のところへ住宅を建てたいということで、農家分家というような形になるのかなというような気が、感じがしています。周りの農地等の影響もありませんし、両サイドが宅地でありますので、全く問題ないかなというふうに現地見てきました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、111、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

場所につきましては、主要地方道松本環状高家線の倭交差点、位置図を見

ていただきますと、中央左上ぐらいが交差点になりますけれども、そこから150メートルほど南へ下りたところの南大妻の集落の一角になります。当該農地は、お亡くなりになっていきます所有者のお父様が昭和40年頃、自宅と地続きで使えるような倉庫、それから温室を建築して使用していたということのようです。下の写真見ていただきますと、右側が自宅です。左側の隅のほうに見えるのが温室、その真ん中が倉庫というような形になっておりました。しかしながら、農地法の手続が取られていなかったため、今回その事実関係が判明したことを受けまして、違法状態を是正するというごことございます。第3種農地でもありますし、周辺の農業に与える影響はないと考えますので、やむを得ないものと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた中條委員、2つ続けてお願いします。

中條農業委員

議案110のほうですが、委員言われたように、台帳は宅地なんです、農地台帳にあるということで、転用するもので、写真のとおり、奥が住宅、手前も住宅で、右側が道路になっていまして、問題ないと思います。

それから、111ですが、委員の言われたように、是正もされていますし、今、追認案件ということで、問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、全体を通じまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法4条の規定による案件、2件について集約いたします。

農業委員の方にお伺いしますが、議案第110号及び111号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第112号から115号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

それでは、総会資料の5ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。

議案第112号、転用目的は住宅敷地の拡張です。

なお、本日、地区の、河野委員さん欠席ですが、ご意見といたしまして、周辺の農地に影響がない計画なので、やむを得ないのではないかとということでご意見をいただいております。

続きまして、議案第113号、転用目的は建て売り住宅です。

議案番号第114号、転用目的は住宅の新築です。

続きまして、議案第115号、転用目的は住宅となります。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。

河野委員、コンディションちょっと不良ということで、113号、こちら神林ですので、塩原委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 位置図のほうをちょっと見てもらえば分かるんですけども、面積としては小さい面積で、住宅に囲まれたところですので、特に問題はないかと思えます。

議 長

ありがとうございました。

114号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

位置図の5ページを見ていただきまして、この航空写真を見ていただきますと、ちょうど今回の対象地の西側が笹賀の柏木保育園という場所でありまして、この前の大きな道をずっと東のほうへ行きますと、奈良井川の小俣橋で、突き当たりが長者原、左に曲がれば塩尻北へ向かうという場所になるんですけども、ちょうどこの申請人、〇〇〇さんと読むんですけども、土地の所有者の〇〇さんの娘さんのご主人ということで、〇〇さんの自宅は、この航空写真のちょうど東側にもう一本下ったところに道があるんですけども、距離にして五、六十メートルくらいのところに実家があるということで、現在、建てる場所については、ご本人の所有地で、せんぜみみたいな形で、家庭菜園的な形で作っている場所で、ちょっと下のほうからこの大きな道に下りるときというのは、ちょっと下り坂になっていまして、ちょうど右側がちょっと高いところになっているんですけども、娘さんが近くに住みたいというような考え方でありましたので、どうもそこを宅地として住宅を造るということでありますし、この丸い円のちょうど北側のところも〇〇さんの土地であり、周りの農地に影響は与えないというふうに考えておりますので、特に今回問題ないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
115号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 今回の〇〇〇〇さんが住宅建設のため、義理の父である〇〇〇〇さん所有の農地へ使用権貸借を設定して転用していくという内容でございまして、先ほど議案111号で説明しました農地の隣接地になります。当該農地、北側が先ほど説明した、4条の案件で説明した農地を宅地として追認申請された場所ということでありまして、東側が義理のお父さんの宅地になっております。下の写真を見ていただいた手前が南側になるんですけども、こちらが道路で、左側、西側がフェンスで区切られておりますけれども、農地といった場所で囲まれている非常に狭小な土地であります。場所的には集落内でありまして、周辺の農業に与える影響は低い状況であるというふうに判断いたしましたので、本件における転用はやむを得ないと考えております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた委員の方にご意見を伺いますが、議案第112号を中條委員、113号から三村晴夫委員でお願いします。
それでは、中條委員、お願いします。

中條農業委員 すみません、112号ですが、8ページの写真を見ていただきたいんですが、下の写真ですが、左側の奥が自宅になっていまして、手前が駐車場です。そこを建てたときは、建てて問題はないんですが、隣地との境がちょっと狭いということで、この右側が今、ソバが栽培されていしましたが、将来的に分譲地になるようなことも言っていましたので、まずそこを広げていきたいということで、問題ないと思います。
以上です。

議長 それでは、以下、三村晴夫委員、お願いします。

三村農業委員 議案113号、神林でございましてけれども、持ち主は阿智村の〇さんですけれども、この土地はお父さんが住宅地ということで過去に購入した土地だそうでございまして。相続をしましたが、利用することがないということで、宅地分譲ということでの案件でございまして。周りに何ら影響ないということで判断をさせていただきました。

続いて、114番、空港東でございまして。先ほどの地元の農業委員さんのご説明のとおりの内容でございまして、周りに何ら影響もない状況下の中でございまして、やむを得ないと判断をしております。

続いて、115番でございまして。先ほどご説明あった111番との隣接地の中で、〇〇さんから〇〇さんが使用権を設定し、宅地にするということでございましてけれども、周辺地に何ら問題ないということで判断させてい

ただきましたので、よろしく願いいたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
全体を通しまして推進委員の皆様を含めましてご意見、ご質問ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、4件について集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第112号から115号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することを決定いたします。
続きまして、議案第116号から118号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程いたします。
事務局から説明をお願いします。
麻生主任。

麻生主任 では、次に総会資料6ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第116号、笹賀にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第117号、平田にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第118号、波田にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、ご審議をお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。
地元の委員の方から意見を伺います。
116、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 〇〇さんのこの場所につきましては、農地ということで、セルリーを栽培するためにハウスを14棟建てて、現在も営農を続けておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、117、河野委員、お願いします。

河西農業委員 水田です。問題なく耕作されておりました。

議 長 それでは、続きまして塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 ○○さんにつきまして、7筆ばかりありまして、○○○○という場所が、地図で見ていただくと、扇子田公園の右側の丸印のところで、そこは米で、あとにつきましてはスイカ等を作っておりますので、問題ないかと思えます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、全体を通しまして、推進委員の皆様も含めまして、発言のある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について一括して集約いたします。
農業委員の方に伺いますが、議案第116号から118号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局からの報告事項アからカついて一括説明をお願いします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料8ページからご覧ください。
8ページ、非農地交付状況の件、1件、9ページから11ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、18件、12ページから14ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、25件、15ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、16ページから17ページ、農地法第5条の規定による届出の件、6件、18ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2件。
以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。
農地に関する事項が終了しました。
40分から再開いたしますので、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 それでは、館内視察も終了したということで、議事を再開させていただきます。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。
まず、協議事項ア、「松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについてを議題といたします。
農政課から説明をお願いいたします。
上條係長。

上條（農政課）係長 おはようございます。農政課の上條と申します、よろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

総会資料の19ページをお開きいただきたいと存じます。19ページになります。

「松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについてということで、趣旨でございますが、農業経営強化促進法に基づき「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しに伴いまして、本市の基本方針を見直すもので、同法第6条4項及び施行規則第2条の規定に基づき農業委員会の意見を聴取を行うものでございます。

本市の基本構想の概要でございますが、根拠法令は農業経営基盤強化促進法第6条、これにつきましては、国段階では基本要綱、県の段階では基本方針、それから市の段階では基本構想で定めるといふこととされております。

目標年度は、10年後を見通して、おおむね5年ごとの見直しを行うということになっております。今回の見直しは、法改正に伴う見直しということになります。

位置づけられている制度等でございますが、効率的かつ安定的な経営体の育成ということで認定農業者制度、あるいは新たに農業経営を営もうとする青年等の育成ということで認定新規就農者制度、あるいは農業を担う者の確保及び育成に関する取組及び農用地の効率的かつ総合的な利用というような事項。

それから、農業経営基盤強化促進に関する事項ということで、地域計画の策定ですとか、利用権設定等推進事業等、これ、恐れ入ります。「推進事

業等」というふうに記入されていますが、「促進事業」の誤りでございます。大変失礼いたしました。

見直しの経過でございますが、策定自体は平成6年の10月にございまして、それからおおむね5年に1回の定期見直し、それから法改正に伴う変更ということで、数回見直しが行われたということで、直近策定された現行のものは、令和2年の4月に策定されたものでありまして、今回、令和5年の10月に法改正に伴う変更、見直しということで、今回の見直しということになります。

おめくりいただきまして、20ページ。

基本構想の見直しの考え方でございますが、基本構想は、市の特性を踏まえながら、県方針に即して見直しをしますということでありまして。今回の見直しは、それを基に、5年ごとの定期見直しに伴うものではないため、法改正の内容を踏まえつつ、必要な事項を一部見直しをするというものでございます。

見直しの主な内容につきましては、法改正に伴う事項の追加、それから地域計画の法定化に伴う事項の追加ということで、中段以降の5番の基本構想において定める事項と見直しの概要のところの右側、四角右側の見直しの内容というところですが、センサスの実施に伴う数値や文言の変更、あるいは項目3のところ、新規で追加された分、それから項目4のところ、県方針の見直しに即した内容への変更、それから項目5ですけれども、円滑化事業の終了、これは令和2年の3月で終了しているものでございますが、そういったことの終了に伴う項目の削除、それから法改正に伴う地域計画に関する事項の追加、それから記載順の変更等々が変更の見直しの内容となっております。

それから、最後に今後の進め方でございますが、農業委員会及び農業協同組合のご意見聴取をした後、県へ協議をしまして、県から合意文書が送達され次第、告示、公示を行うということで、今回の見直しが以上終了というような形になる予定でございます。

私からは以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

基本的には、法的改正に伴う文言の修正というようなことで理解していただければいいと思いますが、ただいまの説明に対しまして何かご質問、意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長

なければ、集約いたします。

発言はないですね。

それでは、推進委員の皆様にもお伺いしますが、ただいまの説明のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案どおり決定することといたします。

次に、協議事項のイ、「第8回長野県農業委員会大会における要請事項」報告書についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

本日お配りした資料をご覧ください。1枚のものになっております。

7月の総会でご案内しました11月21日火曜日に長野市のホクト文化ホールで開催される長野県農業委員会大会における要請事項について、委員の皆様から日頃感じている課題、要請事項をご提出いただきました。ありがとうございました。

ご提出いただいた資料を基に要請事項案を作成しましたので、お願いします。

まず、国への要請ですが、ロシアによるウクライナ侵攻により、小麦やトウモロコシ等の穀物の供給に影響が出ていること、国民が必要とする食料を確保するため、主要農作物の食料自給率向上のための施策の構築を要請するものです。

次に、県への要請ですが、長野県産農作物の地産地消ネットワークづくりを積極的に勧めること。特に、加工業の育成が課題であること。全面的に輸入に依存している家畜飼料について、県内の遊休農地等を活用した穀物栽培の支援、畜産農家が妥当な価格で供給できる制度の検討を要請するものです。

以上の案について、総会終了後に長野県農業会議へ提出したいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

全ての委員の方にお伺いしますが、発言がある方は挙手の上、発言をよろしく申し上げます。

[質問、意見なし]

議長

なければ、これより集約を行います。

本件は推進委員の皆様にも関係する内容ですので、ご出席の皆様にお伺いしますが、本件については承認していただける委員の皆様は挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は承認されました。

続きまして、協議事項のウ、令和5年度松本市農業施策に関する意見書（案）についてを議題といたします。

まず、意見書（案）を取りまとめていただきました中條委員から発言をお願いいたします。

中條農業振興副委員長 今日ちょっと委員長のほう不在ということで、私のほうから一言ご挨拶します。

令和5年度の松本市農業施策に関する意見書（案）ということで、4回会議をしました。その中で、2項目を作成しました。（1）として、温暖化に対する20年後、30年後の松本市の農業経営をどうしていったらいいかということを考えていくということと、（2）で、市の下水道センターを利用して、下水汚泥を肥料化にするということで提言するというので、2項目を考えましたので、ご協議のほうをよろしくいたします。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、事務局から内容説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

総会資料21ページをご覧ください。

農地利用最適化の推進を目的とする本年度の松本市農業施策に関する意見書の提出に向け、農業振興委員会で案をまとめましたので、協議をお願いします。

経過については、今、中條副委員長からご説明があったとおりであります。意見書の構成としましては、2項目としました。

まず、急速に進む温暖化の学習と次世代の農業経営の研究についてです。

地球温暖化による猛暑、大雨による洪水災害、熱中症リスクの増加など、私たちの生活に多大な影響が出ています。農業においても例外ではなく、地球温暖化は避けて通れない問題になっています。地球温暖化と農作物への影響について、科学的な観点から学び、今後の対策について検討していくため、専門家による講演会の開催をすること、またリンゴ・ブドウに続く第三の作物としてヘーゼルナッツの栽培を検討することを提案するものです。

次に、市公共下水道浄化センターで発生する下水汚泥の肥料活用についてです。

ロシアによるウクライナ侵攻や国際情勢の変化等により、化学肥料の価格が高騰しています。国では、化学燃料を原料とした化学肥料の使用料低減と下水汚泥の資源化を目指しています。既に先行して下水汚泥からリンを回収して肥料として活用している自治体、島根県、岐阜市、神戸市、鳥取

市、福岡市の実施状況を調査し、実現可能か検討を依頼するものです。

以上の2項目になります。

項目1の温暖化の講演会については、既に委員の方から意見をいただいております。農業委員会では隔年でシンポジウムを開催しており、講演会の開催と限定してしまうと、農業委員会でやってくれればいいじゃないかで終わってしまうのではないかと。温暖化の問題は、農家や農業委員だけでは解決できない現状や課題も市と共有して施策を検討してほしい。一緒に考えてほしいとすればどうか。付け加えたらどうかというような意見をいただいております。

今後の予定ですが、今回いただいた意見を基に案を修正し、来月の総会で意見書を決議、10月4日に意見書を提出、11月10日に市長との懇談会が予定になっております。

情報・研修委員の農業委員の方と推進委員の皆様は初めて見ていただくこととなりますので、ご意見よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、事務局から説明がありました。初めてご覧になる方もいらっしゃると思います。基本的な内容について、中條副委員長と今、事務局から説明がありました。

この文言だけ捉えると、特に項目1のほうなんですけれども、ただ講演会だけやればいいのか。そんなことなら農業委員会でやれっていうようなことも想定されますし、我が委員会には情報・研修委員会もあります。その中で、それに捉われないようなことだという意見をいただきながら進んでいきたい。これは全市で捉えていただくような方策を取っていくというようなことを今、事務局のほうからも話もありましたとおり、その辺を加味した中でのいくと。

現状のそれぞれ農業に携わる皆さん以外の方は現状把握が難しいのが現状だと思いますので、その辺のデータを示した中でのこの気象下における農業施策と一緒に考えていってもらいたい、これが我々の意見だというような最終的な流れにはなると思いますので、その旨を含めていきたいと思っております。

それぞれ、じゃ意見をお伺いしますが、本来、先ほど日程的に申し上げました。本日意見を出していただいて、これを9月の定例総会で決定して、意見書の成文化していくってことです。本日はそれぞれ一問一答で回答というふうな段取りは考えておりませんので、意見がありましたら、また事務局主体にそれぞれ検討して、成文化して、9月に持っていくという流れですので、あったらよろしく願いしたいと思います。

じゃ、中野さん。

中野推進委員

すみません、この松本市農業施策に関する意見書なんですけれども、要旨というところに農地利用最適化の推進を目的とするということが書いてあ

るんですけれども、（１）については、やっぱり今、産地的にリンゴ・ブドウプラス何かという考え方があると思うんですけれども、このヘーゼルナッツって、よくテレビで最近話題になっていて、いいと思うんですけれども、この文言だけだと、この農地利用最適化の推進というのとちょっと結びつきが少ないかなと思っています。

そこで、例えばそのヘーゼルナッツというのがね、どんなところでできたりということがあって、今の遊休荒廃農地の解消だとか、あるいは連帯ができるような部分というものをこの文言の中に入れるということはできないかどうかっていう、そういう内容です。

議 長

ありがとうございました。

その辺のヘーゼルナッツの優位性とか適地性とか、そういうのをもう少し我々リサーチした中で、その文言で成文化していくっていうことでよろしいですか。

すみません、河野委員長、今、そのところ始まりましたが、今、中條副委員長のほうからの考え方等お示し願いましたが、何かありましたら。

河野農業振興委員長 すみません、遅くなって申し訳ございません。

昨日の新聞にも出ていたんですが、いわゆる熱波の影響ですね、一言で言えば。異常気象の影響というものが、まだどのぐらいの被害額かという算出はされていないんですが、いずれ算出されると思いますが、そのことについては重ねて強く文章の中に入れてほうがいいのかというふうに思っております。どなたか意見出たかと思っておりますけれども、そんなことを思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の方で何かこの意見書の内容に関する意見等ありましたら。

じゃ、梶原さん、お願いします。

梶原推進委員

今ふと思ったんですけれども、6－（１）－ウと、せっかく6－（１）－イで農業委員会大会における要請事項で、こういう食料安全保障についての提案で、いいアイデアだと思われるものが挙がってきている分、それが全く入っていないのが、この意見書のほうに入っていないのが残念だなと思ひまして、もうちょっとイで出た畜産関係のネットワークづくりみたいなものも（１）のほうにもっと前向きに研究できないかということを取り入れていただいたらいいんじゃないかなという点と、あともう一個、（２）の下水汚泥の肥料活用についてなんですけれども、リンは確かに物すごく、NPKで皆さんご存じのように大切な養分ではありますが、本当に最近、ごく最近、多分皆さんもご存じだと思うんですけれども、PFASっていう、PFASをはじめとする発がん性物質を高く疑われている物質が汚泥から検出されていますので、もしこの文章を意見要約で取り入れるのであれば、

それに関しても絶対に大丈夫だということを調査して、分析調査を踏まえた上での前向きな、前向きかどうか、可能かどうかを検討していただきたいというふうに文言を加えていただきたいと思います。

以上です。

議長 前段は何とかいけそうですね。ここの1番の附属した中での関連性をつけながら、意見書の中に取り入れるという。

2番目は、ちょっと分からないな。それもちょっと検討させてください。倉科委員。

倉科農業委員 すみません、(1)番で出していただいている第三の作物としてということで、いわゆるハシバミのことなのかなというふうに思うんですけども、確かに最近話題になってきていますし、私の仲間の若い農業者でも、試験的に植えている人もいます。リンゴ農家さんなんですよけれどもね。

具体的なこの品種まで挙げてもらって、いいかなと思うんですけども、例えばこれ、それぞれの、あづみ農協もありますし、ハイランドさんもあるんですけども、そういったところでの要は産地形成的にこの品目がいいのかどうかというふうなすり合わせみたいなのはされているのかなというところがちょっと疑問ですので、お願い、その辺を踏まえた上でということであれば、私はちょっと果樹分からないもんですから、ちょっと疑問に思いましたので、発言させていただきました。

議長 基本的には、このハシバミも、ヘーゼルナッツも、例えばということでの選択肢での選択肢の1つとして検討してくださいというふうな形にはなると思いますけれども、具体的にこれっていう、ターゲットを絞った中での形にはなっているんですが、考え方としては、すぐにはみんなが取り組むには時期尚早だし、その辺を含める中での意見書の1つの項目だというふうに理解する形で挙げているというような部分だと思いますけれどもね。

ほかに。

じゃ、お願いします。

松田推進委員 すみません、今回の意見書の案として、項目を2つに絞ったということは、非常にポイントを押さえた内容だと思います。ですので、この2つの、今回、令和5年度については、この2つのポイントで押し進めていただければよろしいかと思います。

そのうちの1つ目の温暖化の関係について、第三、先ほどヘーゼルナッツの話が出ましたけれども、果たしてここでヘーゼルナッツという1つの項目、という言葉が何か先走ってしまうというような気がするんですよ。だから、例えばそういったものを含めて、今後あるべき、私も果樹のことよく分かりませんが、そういった市としても温暖化に向けた新たな作物の模索をしていただきたいと、そんなような形に持っていかないと、ここで1つ、ヘーゼルナッツという言葉が物すごく引っかかるような気がする

るんですよ。

特に、第三の果実、じゃリンゴ・ブドウのほかに松本市には果実がないかという、決してそんなことはないですよ。梨があったり、桃があったり、クルミがあったり、いろいろなものがある。その中で、あえてヘーゼルナッツを第三の果実という位置づけを果たしてしまっていていいかということが、非常にこの案を読ませていただいて、私はちょっと疑問に思いますんで、もう少し言葉を濁して、新たな作物、品目の検討を進めていただきたいと、そんなふうに持っていったほうがいいじゃないかというふうに感じました。これは意見ですので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

倉科さんのご意見と最後、通じるところがあると思いますので、その辺は、基本的には現状ある作物を精いっぱい作るというのが我々農家のスタンスですので、それはもちろん忘れちゃいけないけれども、そんな中で、こういう1つの項目の、1番目の項目と附属して、それだけじゃないようなことも探っていくっていうような今、意見をおっしゃった内容だと思しますので、多分その辺のまとめ方で検討したいと思しますので、お願いします。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

こんな形の中で、今いただいた意見、それぞれ参考にさせてもらって、また成文化して、9月の定例総会に皆さんの意見を聞きながら決定して、本番に備えるという、そういう段取りで行きたいと思いますが、係長、何かありますか。

柳澤農業委員

ちょっといいですか。

議 長

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

今のヘーゼルナッツという固有名詞がここに出てきたその背景ということなんですけれども、もちろん倉科さんとか、ただいまの委員のおっしゃることは全くそのとおりだと思うんですね。

ただ、やはりこういうリンゴにしても、ブドウにしても、松本市を代表する果実で、何十年もかけてやっぱりそういうブランドをつくってきているわけですよ。我々が考えなくちゃいかんのは、やはりこれから20年、50年先を考えたときに、まあまあ今年は極端かもしれないですけども、こういう温暖化というか、熱波というか、こういう気象が多頻発するだろうと。それはもちろん前段で科学者にきちんとそういう話を聞かせていただくというのでいいと思うんですけどもね。そうしたときに、やはりこの松本を代表とする果実を、今から20年、50年先を考えたときに、

一体何があるんだろうかという、何をそういう果実として育てていかなくちやいけないかという実は問題意識がありまして、ヘーゼルナッツというのは、じゃ実際何やったらいいの。確かに桃も梨もあるんですけども、桃や梨が本当に20年、50年先に今のように作れるのかというような、そういう議論があるし、そういう中で、ちょっといろいろ調べてみたところ、ヘーゼルナッツというのは比較的そういう土壌を選ばないと、あんまりね。だから、痩せた土地でも比較的作りやすいということと、それから気候変動についてもかなり強い。それからまた収穫時期も、ここでいえば、多分お盆の前くらいですよ。ですから、そういうリンゴやブドウとはかぶらない。ですから、1つの候補ですよ、これはね。候補として、こういうものをきちんと研究していく。それこそ20年、50年先を見て研究していくという、やっぱりそういう必要な時期に来ているんじゃないかということなんですよ。

ですから、第三の果実として何をやっていくかというのは大変重要なことなんですよけれども、第三、第四も含めてですね。でも、じゃ具体的に何をやったらいいのっていうところがあんまり議論としてぼんやりしていると、やはり提言書にならないだろうということで、例えばということで、こういったものを少し材料にして研究していったらどうかという、そういう意味合いなんですよ。

確かに、この今の表現だと、何かヘーゼルナッツというキーワードが浮かび上がっちゃっているんで、多少そういうところの誤解というか、ちょっと偏った印象を受けるかもしれません。

議長 趣旨は理解します。
じゃ、ここで、じゃ係長、後段まとめ。

草田係長 本日は様々な意見いただきまして、ありがとうございます。今の意見を踏まえて修正したものをまた皆様に、文書、ご通知かメールか、ちょっと多分文書になると思いますが、郵送等で差し上げて、また確認をしていただきたいと思います。

それで、それでよしという感じになれば、9月の末の総会で決議をさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長 今、係長からお話もありました。
ということは、段取りとしては、成文できた段階で委員の皆さんにペーパーでお渡しすると。それでまた一遍、一遍だか、やり取りをしながら、9月の定例総会に成文したものを作り上げていくと。委員長、副委員長にまた相談相手になってもらって、それで進めていくというような段取りでいいですね。

草田係長 はい。

議長 じゃ、そういうことだそうですので、事務局の成文化したところで、委員の皆さん全員の方にペーパーで差し上げて、また意見を聴取しながらやって、決議して、臥雲市長さんに渡すと、そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に行きます。

報告事項の主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

草田係長。

草田係長 恐れ入ります。訂正があり、本日差し替えを配付させていただいております。申し訳ありません。

8月10日、松本市農業振興地域整備促進等協議会に会長、代理、役員、関係委員に出席していただきました。

8月15日、松本市平和記念式典に会長に出席していただきました。

8月21日、地域計画策定推進研修会に会長、代理に出席していただきました。

同日、役員会を開催しました。

8月24日に三村委員と中條委員に農地転用現地調査をしていただきました。

当面の予定ですが、9月14日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会会長会議に会長に出席していただきます。

9月22日に農地転用現地調査に二村委員と柳澤委員に行っていただきます。

9月29日、9月の定例総会ですが、最適化活動の活動記録簿の作成について、タブレットによる入力を検討していきまして、その研修会を9月の定例総会の中で行いたいと考えております。9月の定例総会ですが、推進委員の皆様は任意の参加月の月ではありますが、ぜひ積極的な出席をお願いいたします。

以上であります。

議長 ただいま説明がありました。

これについて何かありましたらお願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

松本農業農村支援センターからの情報提供をお願いします。

草田係長。

草田係長 本日、松本農業農村支援センターの寺戸補佐が欠席ですので、代わりに説明させていただきます。

本日お配りしました農業農村支援センターからの資料になります。

1 ページ目からは、水稻の生育状況・収穫開始予測・高温対策、大豆の干ばつ対策について記載されています。

4 ページですが、今年の気温と降水量のグラフによる気象表が記載されています。

5 ページから7 ページにかけて、8月20日現在の主要作物の生育概要が記載されています。

また、農作業中の熱中症予防、収穫期に向けて農業機械の利用が多くなりますので、安全に気をつけていただくようによろしく願いいたします。

以上であります。

議 長 連絡事項を続いてお願いします。

草田係長 はい、お願いします。

まず、利用状況調査の件です。

暑さが続く中、利用状況調査実施していただきまして、ありがとうございます。9月末まで引き続きよろしくをお願いします。

操作上の不安や問題があれば、電話で気軽に事務局へお問合せください。また、あらかじめ連絡をいただいた上で来庁していただくことが可能でしたら、ゆっくりと対応させていただきます。

9月の総会では、忘れずに利用状況調査関連の書類の提出をお願いします。

続きまして、本日欠席の委員の資料につきましては、事務局で郵送の手続をさせていただきます。

会議終了後、ほそばらで昼食になります。昼食会場まではバスでの移動になりますので、よろしくをお願いします。皆さんバスに乗っていただいて、バスで移動していただくようお願いいたします。

最寄の駐車場から昼食会場までは、およそ徒歩で、歩いて10分程度です。事務局で車を数台用意してありますので、そちらに乗って移動していただいても構いませんし、歩いて行っていただいても構いません。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議 長 ありがとうございます。

その他全体を通しまして委員の皆様何かありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 1 番 _____

議事録署名人 2 番 _____